

第4次南会津町行政改革大綱

【令和3年度～令和7年度】

令和3年3月

南 会 津 町

目 次

I	行政改革の基本的な考え方	2
1	これまでの取組経過	2
2	行政改革の基本方針	2
3	行政改革の推進期間	3
4	行政改革の推進体制	3
5	行政改革の進行管理	3
II	行政改革の基本方針	3
第1	住民の視点に立った行政運営	3
1-1	住民との協働によるまちづくり	3
	(1) 住民主体のコミュニティづくり	
	(2) 女性や若者が活躍できるまちづくり	
1-2	住民へのサービス向上	4
	(1) 公共サービスのスマート化	
	(2) 利便性の向上	
1-3	多様な視点に立った公共サービス	5
	(1) 様々なツールを使った公共サービス	
	(2) 住民の視点に立った事業の企画立案	
第2	行政経営の視点に立った行政運営	5
2-1	行政組織の運営強化	5
	(1) 効果的な組織の改革	
	(2) 職員の資質向上と能力開発	
2-2	働き方改革	6
	(1) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進	
	(2) 新しい生活様式への対応	
	(3) ICTを活用した効率化	
2-3	財政の健全化・効率化	7
	(1) 財政指標に基づく健全化の推進	
	(2) 歳入の確保	
	(3) 財産の適正な管理と有効利用	
	(4) 町有観光施設のあり方の検討	

I 行政改革の基本的な考え方

1 これまでの取組経過

本町では平成19年度に第1次南会津町行政改革大綱を策定し、各計画期間において人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化、行政需要の多様化、財政状況等をふまえながら、継続した行政改革の推進を行ってきました。

第3次南会津町行政改革大綱実施計画の検証結果では、一定の成果は見られたものの、開かれた行政の推進における広報紙の充実等、新たな地方公会計制度への取組、収納率（額）の向上における町税等の滞納対策等においては課題も残りました。

また、毎年の進行管理に不十分な点もあったことから、第4次南会津町行政改革大綱においては、実効性のある行政改革を実現するため、確実な対応が求められます。

2 行政改革の基本方針

少子高齢化がより進展し、人口の減少が地域の将来に与える影響が大きくなることが予想され、地域経済社会の急速な縮小、地域や集落のコミュニティ活動の衰退、自主財源の減少等が懸念されます。今後は、行政需要と住民サービス、行政のデジタル化等の大きな変化へ対応していく必要があります。

さらに、収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されており、日常的に感染予防・防止等の対策を取入れていく必要があります。

厳しさを増していく財政状況や限られた人的資源の中で、さらなる住民との協働のまちづくりの実践と、公共サービスのスマート化や行政組織の強化を図りながら、質の高い、地域にふさわしい公共サービスを提供していきます。

第4次南会津町行政改革大綱では、以下の大きな2つの視点から効率的な自治体経営の確立と住民サービスを向上するための改革に取り組めます。

- ① 「住民の視点に立った行政運営」では、住民と行政の情報のやりとりを活発化し、相互理解による信頼関係の構築に向けた住民主体のコミュニティづくり等を進めながら、みんなで一緒に課題解決や各施策等を進めていく協働のまちづくりを目指していきます。
- ② 「行政経営の視点に立った行政運営」では、限られた財源の中で効果的により良い行政サービスの提供を行うには何をすべきかを明確にし、人件費をはじめとした経常経費の削減を進めながらも、公共サービスの水準を維持するため、本庁と総合支所の連携強化と総合支所機能の充実等を図りながら、効率的な行政運営を行うための公共サービスのスマート化を積極的に進めます。

なお、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（エスディージーズ。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。）は、日本でも実施指針が策定されました。自治体においても各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励し、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。第4次南会津町行政改革大綱では、具体的な取組を実行する実施計画において、SDGsの目標達成のための取組との連携を図るものとします。



3 行政改革の推進期間

第4次南会津町行政改革大綱の推進期間は、十分な成果をあげるための必要な期間として、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。
なお、社会情勢等の変化等に応じて、見直しを行っていきます。

4 行政改革の推進体制

行政改革の推進体制は、次のとおりとします。

① 行政改革推進本部

南会津町行政改革推進本部設置規程に基づき、町長を本部長、副町長を副本部長、課長等を本部員とする体制とします。

推進本部は、住民、行政改革懇談会、役場職員、専門家等の提言を聴き、行政改革大綱や実施計画を策定します。また、行政改革担当課や庁内各課等を指示し、行政改革大綱や実施計画に沿って、行政改革を推進します。

② 行政改革懇談会

南会津町行政改革懇談会設置要綱に基づき、住民で組織し、行政改革の推進について必要な事項を調査・審議し、推進本部に対し提言を行います。

5 行政改革の進管理

実効性のある行政改革を実現するために、実施計画において、改革の実施時期・状況等の具体的な取組を明示し、住民、行政改革懇談会等の評価を受けながら、大綱に基づく改革を着実なものとするよう適切な進管理に努めます。

さらにPDCAサイクル『PLAN（政策立案・計画策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）の繰り返し』により、実施計画の検証を毎年実施し、次年度に検証結果をいかします。

Ⅱ 行政改革の基本方策

第1 住民の視点に立った行政運営

1-1 住民との協働によるまちづくり

（1）住民主体のコミュニティづくり

人口減少や少子高齢化が深刻化する中、一層住民が主役となった地域社会を確立し、住民と行政が協力し合って協働のまちづくりに取り組んでいきます。

本庁舎は、コミュニティの自治を育む空間として、住民と行政との協働を支援するための町民ワークスペースや協働のスペース（協働フォーラム）が整備されており、各総合支所には、地域住民の活動拠点となる町民会館が隣接されていることから、それらの空間を最大限に活用するため、行政の場をさらにオープンにして、住民にとって親しみやすく、気軽に足を運んでいただけるように、施設の利用条件等の見直しを進め、開放的なスペースづくりに努めていきます。

行政の場のオープン化を進めながら、住民と職員が接する場を増やし、住民が自主的に公共に参加できるように、町の施策や事業等を進める上で、住民参加型のワークショップを積極的に取入れながら、住民と行政の「協働のまちづくりの実践の場」を目指し

ていきます。

さらに、まちづくりの主役である住民から身近な問題やまちづくりに関する提言や意見等をいただいている「ようこそ町長室へ」では、参加が困難と思われる平日の日中や仕事・子育て等の時間帯や場所の配慮、オンラインの活用等、幅広い世代の声を町政に反映できる取組を検討していきます。

【具体的な取組】	
1	行政の場のオープン化
2	住民参加型ワークショップの推進
3	ようこそ町長室への幅広い世代の参加

（２）女性や若者が活躍できるまちづくり

将来へ向けた活気あふれる地域をつくるため、女性や若者が活躍できる地域社会を目指していきます。女性や若者の声・視点を最大限にいかせるようなまちづくりを進めていくため、地域づくり組織等への積極的な登用を図っていきます。

また、女性や若者が頑張っている取組を、広報紙等を通じて積極的に町民へ紹介するとともに情報の発信に努めます。

【具体的な取組】	
1	地域づくり組織等への多様な人材の登用
2	活躍する女性や若者の情報発信

1－2 住民へのサービス向上

（１）公共サービスのスマート化

少子高齢化や人口減少が深刻化する中、今後も地域にふさわしい公共サービスの水準を維持していく必要があります。厳しい財政状況もふまえ、いかに効率的・効果的に公共サービスを持続していくかが課題となります。そのためには、行政手続きのデジタル化、オンライン化を進めることで、住民への利便性を高めるとともに、行政事務の効率化を図ることが重要になってきます。

オンライン化を進めるためには、オンライン手続きの際に本人確認を確実に行うことが求められるため、マイナンバーカードの普及促進や活用方法について検討していく必要があります。

今後は、行政手続きにおける押印廃止等事務手続きの簡素化とオンライン化を検討し、住民へのサービス向上へつなげていきます。

【具体的な取組】	
1	手続きの簡素化とオンライン化
2	マイナンバー制度の活用検討

（２）利便性の向上

住民へのサービス向上を目標に、ＩＣＴ（コンピューターや情報通信に関する技術の総称）等の積極的な活用を推進し、住民票や納税証明書等の各種証明書の発行サービス、町税や使用料等のコンビニエンスストア等での納付や現金を使わないキャッシュレス決済方法（クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード決済等）等、窓口業務等の簡素化と利便性向上を図っていきます。

【具体的な取組】	
1	各種証明書発行サービスの検討
2	公金納付方法の拡大

1-3 多様な視点に立った公共サービス

(1) 様々なツールを使った公共サービス

子供から高齢者、障がいを持つ方等、役場を訪れる方は様々です。多様な視点に立ち適切で丁寧な対応ができるように、住民の意向を尊重した公共サービスを提供していきます。特に、高齢者や障がいを持つ方に対しては、庁舎内の案内や応対に不便を感じられることもあることから、デジタルサイネージ（電子看板）の活用やタブレット端末による公共サービスアプリの利用を検討していきます。

様々なツールの導入にあたっては、利用者（住民側）のニーズを十分に把握しながら検討していくことが重要であり、利用者が本当に使いやすいものかを確認しながら進めることや、利用方法を十分に伝えることが必要になることから、利用に関する講座等の開催を検討していきます。

また、住民へ情報伝達を行う手段としては、SNS（ソーシャルネットワークサービス）が活用されており、今後は、本当にほしいと思える行政情報や身近な生活に関する情報を個別に伝えられる仕組み等の検討を進めながら、住民にとって利便性の高い社会生活が実現できる公共サービスを提供していきます。

【具体的な取組】	
1	デジタルサイネージ（電子看板）の利活用
2	窓口へのタブレット端末の導入と公共サービスアプリの活用
3	利用者へ向けた講座開催等
4	SNSサービスの活用検討

(2) 住民の視点に立った事業の企画立案

住民へのサービス向上を目標にICT等の積極的な活用を推進することで、職員が住民と接する機会や対話、情報収集等の業務にあたることができ、それらのデータを基に既存の職員提案制度を充実させながら、住民の視点に立った提案の募集や、住民の視点に立った事業の企画立案につなげ、住民へのサービス向上を図ります。

【具体的な取組】	
1	住民の視点に立った職員提案制度等の実施

第2 行政経営の視点に立った行政運営

2-1 行政組織の運営強化

(1) 効果的な組織の改革

社会情勢の変化の中で、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、本庁・各総合支所の役割や地方公営企業の経営等を含め、簡素化を図りながら効率的で実効性のある組織・機構に再編成するため、引き続き見直しを進めます。

厳しい財政状況の中でも公共サービスの水準低下を招かないために、職員の採用にあたっては、住民や組織内部から求められる職員像への対応や、福祉部門等の専門職も含

めた採用計画の検討を行っていきます。

また、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があることから、障がい者の採用についても検討を進めていきます。

令和2年度から導入した会計年度任用職員制度については、職員と同様に適正な職員管理を行いながら、制度の適正な運用に努めていきます。

女性職員の活躍に向けた取組では、「南会津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性の採用比率や女性職員の管理職登用等について検討していきます。

【具体的な取組】	
1	組織・機構の見直し
2	職員採用の取組
3	会計年度任用職員制度の適正な運用
4	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

（２）職員の資質向上と能力開発

資質向上と能力開発を組織的・体系的に進めるためには、職員や職場の取組を積極的に支援する体制が整備されていなければなりません。

職員アンケートの実施等により、職員や職場の意識・現状がどのような状況であるのかを的確に把握しながら人材育成を進めていきます。

また、職員の意識改革を促す職場環境づくりを推進し、職員の研修ニーズを満たす効果的な研修の場を提供するため、情報収集やノウハウの蓄積等に努めるとともに、コロナ禍において増加したオンライン研修も含めた総合的な支援を行っていきます。

【具体的な取組】	
1	人材育成基本方針と研修計画の総合的な検討

2-2 働き方改革

（１）ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

ワークライフバランスは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義されています。

働く人がより良い将来展望を持つことで、公共サービスの向上や意欲と能力を発揮できる職場づくりを目指し、組織全体での取組を推進し、職員の意識改革にもつなげていきます。時間外勤務の縮減、有給休暇の取得促進、育児休業を取得しやすい環境の整備等、必要な取組を実施します。

【具体的な取組】	
1	時間外勤務の縮減
2	育児休業等の環境整備

（２）新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症により、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策等、一人ひとりの感染症対策を日常生活に定着させ持続するための「新しい生活様式」が示されました。

新型コロナウイルスだけでなく、今後も新たなウイルス等が発生することとも考えられるため、働き方の新しいスタイルとして、ローテーション勤務や時差出勤、オンライン会議、テレワーク等感染症対策と業務遂行の両立を検討していきます。

【具体的な取組】	
1	ローテーション勤務等の検討
2	オンライン会議の推進

(3) ICTを活用した効率化

ICTの活用による業務効率化の推進は、行政のデジタル化やAI（人工知能）・RPA（ソフトウェアロボットによる定型的業務の自動化）等の先端技術も含めて、不可欠になっています。ICTの活用を進めることで、自動化や省人化が図られ、少ない職員でも効率的に事務を処理することが期待されることから、導入に向けた全庁的な検討を行っていきます。

また、現在利用している庁内グループウェアでは、さらなる活用へと進化させるため電子申請や電子決裁等の検討や、タブレット端末の導入によるペーパーレス会議を推進し、印刷コストの削減や事務の簡素化、書類の保管場所の省スペース化や執務スペースの拡大につなげていきます。

【具体的な取組】	
1	積極的なICT導入に向けた検討
2	グループウェアの活用深化
3	ペーパーレス会議等におけるタブレット端末の導入

2-3 財政の健全化・効率化

(1) 財政指標に基づく健全化の推進

町では、直面する諸課題に迅速かつ柔軟に対応できる財源を確保するため、「選択と集中」の観点から、事務事業の見直しや公共施設の適切な管理・運営等、行政コストの削減に継続して取り組みます。

市町村合併による普通交付税算定方式の特別措置が令和2年度で終了し、収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響もあり、歳入予算の大幅な減少が予想されます。

今まで以上に厳しい財政状況となる中で、主要財政指標等に基づいた効率的かつ計画的な財政運営に努めるため、本大綱や実施計画の評価をふまえながら、中期的な財政計画の策定に取り組みます。

また、健全な財政構造を確立し、統一的な基準による地方公会計制度に基づき、財務書類の作成を行い、引き続き数値の検証等を進めるとともに、住民にもわかりやすい内容で公表を行っていきます。

【具体的な取組】	
1	財政指標(主要財政指標)等に基づいた効率的かつ計画的な財政運営
2	中期的な財政計画の策定
3	地方公会計制度の適正な運用

(2) 歳入の確保

自主財源の確保と公平性の観点から、町税、住宅使用料、上下水道使用料、介護保険料等の収納率の向上は、重要な課題であります。

貴重な財源を確保し、より良い公共サービスを提供するためには、滞納の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。健全な行財政運営を確保するため関係各課の職員で構成される南会津町滞納整理対策委員会において、それぞれの滞納対策を共有し「徴収体制の強化」と「収納率向上」のため、様々な調査・検討を行っていきます。

また、南会津町債権管理条例に基づき、債権の明確化と適正な管理を行い、収納率の向上を図ります。

さらには、歳入予算の大幅な減少が予想されることから、ふるさと納税の拡充に向けた検討や広告収入等、自主財源の確保に取り組めます。

【具体的な取組】	
1	収納率（額）の向上
2	自主財源の確保
3	公金納付方法の拡大（再掲）

（３）財産の適正な管理と有効利用

「南会津町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画第１期（令和元年度から令和８年度）が策定され、将来人口動向や財政状況をふまえた公共施設の縮減、長寿命化、供給量の適正化の推進、老朽化の状況・利用実態及び需要の見通しの把握、継続する施設の計画的な建替え、修繕等による品質の保持や機能改善に努めていくこととしています。

また、施設の民間活力の導入検討等による効率的な管理・運営の推進や、他の用途との複合化等、既存施設の有効活用や遊休施設及び遊休地の利活用についても検討していきます。

【具体的な取組】	
1	個別施設計画第１期に基づく維持管理経費の削減
2	遊休施設等の利活用

（４）町有観光施設のあり方の検討

本町の観光施設においては、スキー場、宿泊温泉施設と重複している施設が多数存在している状況です。

これまで、各施設の維持管理に多額の資金を投入してきましたが、今後は優先順位を付けた管理運営計画及び計画的な修繕等を実施し、施設の「選択と集中」を視野に入れた施設のあり方を検討していきます。

【具体的な取組】	
1	施設管理者との情報共有
2	第三者による経営判断の活用
3	住民との意見交換会等の開催